

市第 129 号議案

「首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意」について

- ・ 高速横浜環状北西線については、平成 24 年度政府予算案の新規事業化箇所に位置付けられたところであり、横浜市とともに事業を行う首都高速道路㈱は、現在、平成 24 年度からの事業実施に向けた準備を進めています。
- ・ 首都高速道路㈱が高速道路を新設し料金を徴収するためには、道路整備特別措置法第 3 条の規定により、高速道路事業の許可事項の変更が必要となります。
- ・ 平成 24 年 1 月 24 日付で、首都高速道路㈱から、同株式会社が行う高速道路事業の許可事項を変更することについて同意を求められたので、道路整備特別措置法第 3 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定により提案します。

同意申請に基づく議案の概要

第 1 対象路線（議案書 311 ページ）

- 1 横浜市道高速横浜環状北線
- 2 横浜市道高速横浜環状北西線

第 2 変更内容（議案書 311～315 ページ）

- 1 高速道路の路線名に「横浜市道高速横浜環状北西線」を加える。
- 2 新設又は改築に係る工事の内容に「横浜市道高速横浜環状北西線に関する工事の内容」を加える

横浜市道高速横浜環状北西線に関する工事の内容（主なもの）

- (2) ア 工事の区間：青葉区下谷本町から都筑区川向町まで
イ 延長：7.1 キロメートル
- (3) 工事方法
事業方式：公共事業と有料道路事業による施行方式
車線の数：4 車線
その他に、道路の区分、設計速度、設計自動車荷重、幅員、他の道路との接続等について定める
- (4) 工事予算：102,623,000,000 円（消費税込）（料金徴収施設は含まない）
- (5) 工事の着手及び完成の予定年月日
ア 工事の着手（予定）年月日
ジャンクション部：平成 24 年 4 月 1 日
ジャンクション部以外の部分については、首都高速道路㈱が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日を、平成 32 年 10 月 1 日とする
イ 工事の完成予定年月日：平成 34 年 3 月 31 日

3 料金の額及び徴収期間

- ・ 横浜市道高速横浜環状北線の料金距離表に「港北出入口（仮称）」を加える
- ・ 横浜市道高速横浜環状北西線の料金距離表を加える

《参考1》これまでの経緯

平成15年6月 ～17年8月	PI（パブリック・インボルブメント）手法を導入して検討し概略計画を公表
平成23年3月15日	都市計画決定
平成23年11月16日	社会資本整備審議会（国土交通省） ・事業評価部会にて新規事業化は妥当と判断される
平成23年12月14日	市会常任委員会において、 ・横浜市道高速横浜環状北西線の路線認定の議案審査 ・高速横浜環状北西線の現在の状況について説明
平成23年12月16日	市会本会議にて、横浜市道高速横浜環状北西線の路線認定に関する議案が可決
平成23年12月24日	平成24年度政府予算案が閣議決定され、国土交通省関係予算に高速横浜環状北西線が新規事業化箇所として位置づけられる
平成24年1月13日	横浜市道高速横浜環状北西線を路線認定告示
平成24年1月24日	首都高速道路㈱から高速道路事業の許可事項の変更に係る本市への同意申請

《参考2》事業概要

全体事業費	約2,200億円	うち 有料投資額※	約1,050億円 (本市事業費 約1,150億円)
計画交通量	約45,000台/日	※有料投資額は、北西線供用による料金収入によって返済できる借入金の額のこと	

《参考3》公共事業と有料道路事業の施行区分について

<施行区分図>

